

子どもの総合支援に係る所得等調査の概要

1. 調査の目的

子育て世帯（17 歳以下の世帯員を含む世帯）の所得状況等について統計的に調査を行うことにより、本市の傾向を把握するとともに、子どもの総合支援の取り組み等を検討するための参考とする。

2. 抽出・加工データ

- ・ 住民基本台帳データ
～平成 28 年 1 月 1 日時点において 17 歳以下の世帯員を含む世帯データ
- ・ 税データ（H28. 11. 6 時点）
～平成 27 年分の所得
～平成 27 年の所得税及び平成 28 年度住民税並びに平成 27 年度固定資産税
- ・ 児童手当、児童扶養手当、生活保護データ（H28. 11. 7 時点）
～平成 27 年中の支払い額

上記データを世帯毎に関連付け、個人情報が特定できないよう加工したうえで、以下の項目を抽出した。

- ① 世帯連番（世帯を関連付けるため任意の番号を付与）
- ② 年齢
- ③ 性別
- ④ 可処分所得（下記により算出）
- ⑤ 等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で除した値）
- ⑥ 生活保護及び児童扶養手当の受給状況（対象世帯をマーキング）
- ⑦ 大人 1 人のみの世帯（18 歳以上の世帯員が 1 人のみの世帯）
- ⑧ 大人 2 人以上の世帯（18 歳以上の世帯員が 2 人以上の世帯）
- ⑨ 現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）

※可処分所得の算出

所得		公的給付		社会保険料等
・ 雇用者所得 ・ 事業所得 ・ 農耕畜産所得 ・ 財産所得	+	・ 公的年金恩給 ・ 企業個人年金等 ・ 児童手当支給額 ・ 児童扶養手当支給額 ・ 生活保護受給額	—	・ 社会保険料支払額 ・ 所得税額 ・ 住民税額 ・ 固定資産税額

3. 分析結果

(1) 対象世帯等

5,329 世帯 20,138 人（内、17 歳以下の世帯員 9,293 人）

(2) 貧困線の設定（OECDの定義に準拠）

【所得中央値】

1 世帯当たりの世帯人員を勘案した可処分所得（以下、「等価可処分所得」という。）の真ん中の順位にあたる 10,069 番目 **2,307,702 円** （※国は 244 万円）

【貧困線】

所得中央値の半分 **1,153,851 円**

これ以下に 2,305 人（内、17 歳以下の世帯員 1,209 人） （※国は 122 万円）

(3) 貧困率

本市データには子どものいない世帯が含まれていないため、相対的貧困率は算出しないこととし、子育て世帯の相対的貧困率について次のとおり算出した。

【子育て世帯の内、貧困線以下の世帯の割合】 （小数第二位を四捨五入）

$2,305 \text{ 人} / 20,138 \text{ 人} \times 100\% = 11.4\%$

【子どもの貧困率】

$1,209 \text{ 人} / 9,293 \text{ 人} \times 100\% = 13.0\%$ （※国は 16.3%）

【子どもがいる現役世帯の貧困率】

現役世帯の世帯員数 19,802 人（内、17 歳以下の世帯員 9,187 人）

貧困線を下回る世帯の世帯員 2,269 人（内、17 歳以下の世帯員 1,194 人）

$2,269 \text{ 人} / 19,802 \text{ 人} \times 100\% = 11.5\%$ （※国は 15.1%）

(参考)

ア) 仮に、国の貧困線（122 万）を基準とした場合、

所得 122 万以下に含まれる 17 歳以下の世帯員は 1,346 人となり、

子どもの貧困率は、 $1,346 \text{ 人} / 9,293 \text{ 人} \times 100\% = 14.5\%$ （※15.2% [CPI 考慮]）

（※沖縄県の 2015 年調査では、消費者物価指数（CPI）を考慮し

貧困線を 126 万として算出した結果、29.9%であった。）

イ) 本サンプルにおける生活保護世帯の等価可処分所得の平均値（これを最低生活費と仮定）と比較した場合

この最低生活費以下で生活する 17 歳以下の世帯員は 1,859 人となり、

子どもの貧困率は、 $1,859 \text{ 人} / 9,293 \text{ 人} \times 100\% = 20.0\%$

【参考】

※国民生活基礎調査(H25)

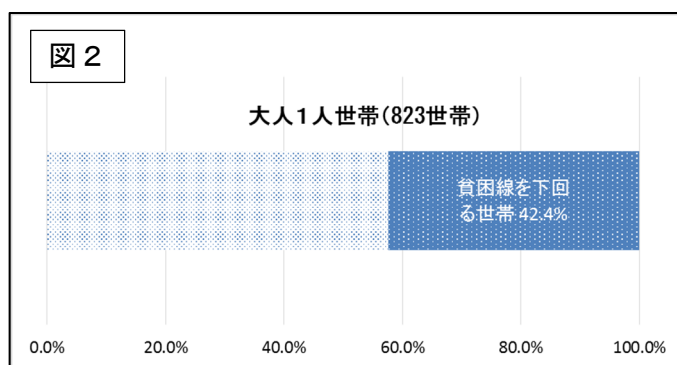
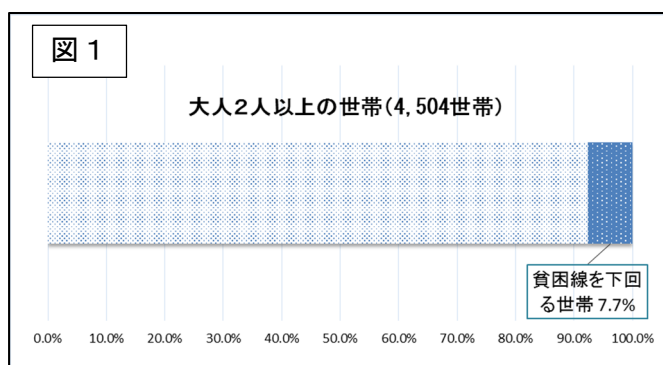
子どもの貧困率 16.3%

子どもがいる現役世帯の貧困率 15.1%

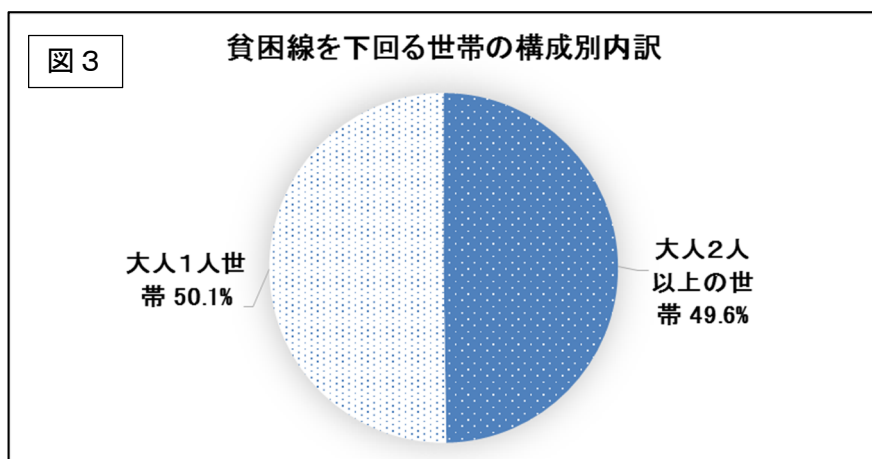
(4) 世帯構成別の状況

- ・ 大人2人以上の世帯～18歳以上の世帯員が2人以上含まれる世帯
- ・ 大人1人世帯 ～18歳以上の世帯員が1人のみの世帯
- ・ 大人2人以上の世帯 4,504世帯
内、貧困線を下回る世帯 345世帯 (7.7%)【図1】
- ・ 大人1人世帯 823世帯 (注：単身赴任世帯等を含む可能性あり)
内、貧困線を下回る世帯 349世帯 (42.4%)【図2】

貧困線を下回る世帯696世帯の内、大人2人以上の世帯は49.6%、大人1人の世帯は50.1%【図3】



- ・ 大人2人以上の世帯の子どもの数 8,003人
内、貧困線を下回る子どもの数 631人 (7.9%)
- ・ 大人1人世帯の子どもの数 1,288人
内、貧困線を下回る世帯の子どもの数 576人 (44.7%)



(5) 所得階層別の状況

所得階層別の世帯分布の状況を見ると、300 万円以上 400 万円未満が 26.6%と最も多く、次いで 400 万円以上 500 万円未満の 20.0%となった。また、200 万円未満の世帯は 17.3%であった。【図 4】

- ・さらに世帯構成別で見ると、大人 2 人以上の世帯は 300 万円以上 400 万円未満が 29.3%と最も多く、次いで 400 万円以上 500 万円未満の 23.1%が多い結果となった。【図 5】
- ・大人 1 人世帯では、100 万円以上 200 万円未満が 33.7%と最も多く、次いで 200 万円以上 300 万円未満の 29.4%が多い結果となった。また 100 万円未満では 19.6%と全体の約 2 割を占めた。【図 6】
- ・世帯構成別の可処分所得及び等価可処分所得の平均値を以下のとおり算出した。

(単位：円)

	可処分所得	等価可処分所得
子どものいる世帯	4,541,941	2,379,464
大人 2 人以上の世帯	4,993,757	2,506,844
大人 1 人世帯	2,080,347	1,294,068

(注：大人 1 人世帯には、単身赴任世帯を含む可能性あり)

(注：可処分所得には、非課税所得は含まれていない)

(※世帯の中で可処分所得が最も高い世帯員の所得をその世帯の可処分所得として統計を行った。)

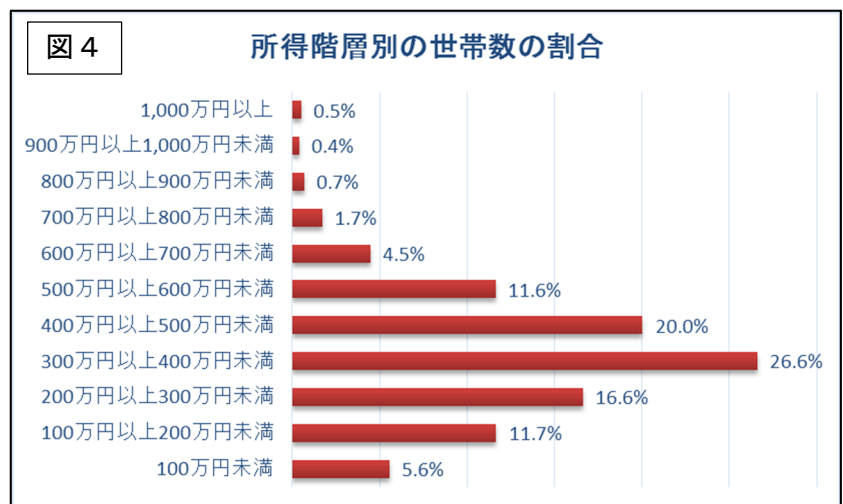


図 5

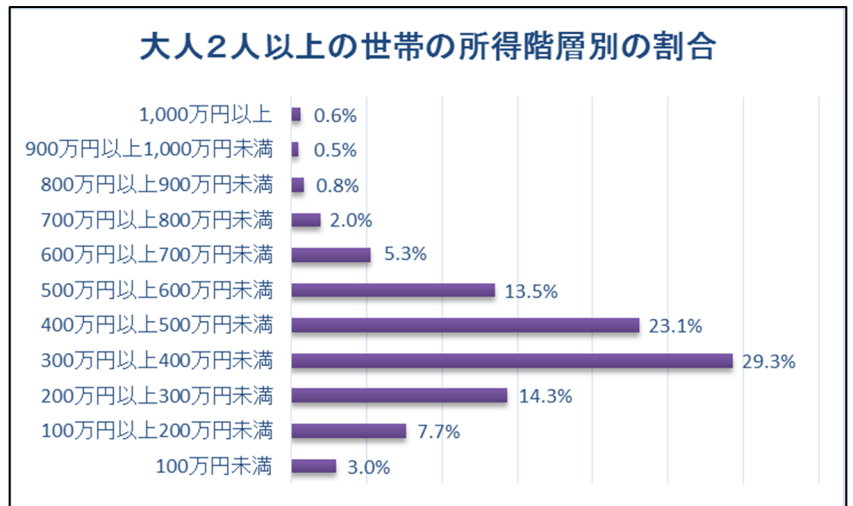
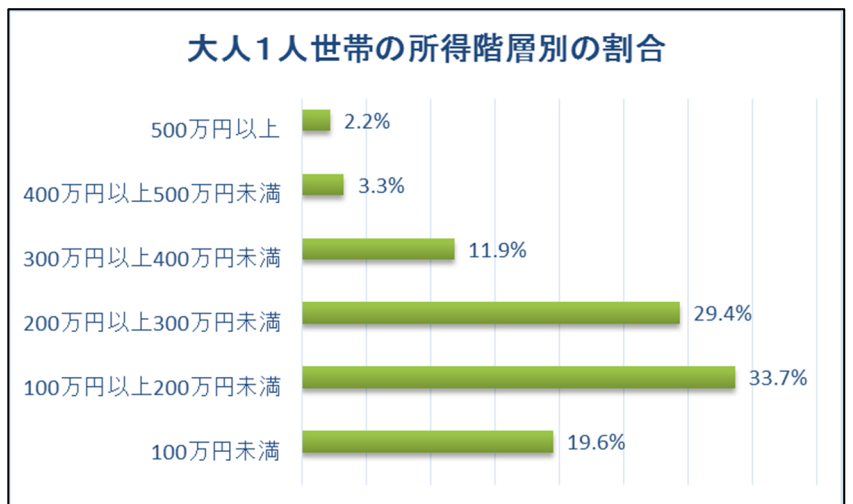


図 6



【参考】

※国民生活基礎調査（H25）

児童のいる世帯の平均所得 673.2 万円

母子世帯の平均所得 243.4 万円

※全国母子世帯調査（H23）

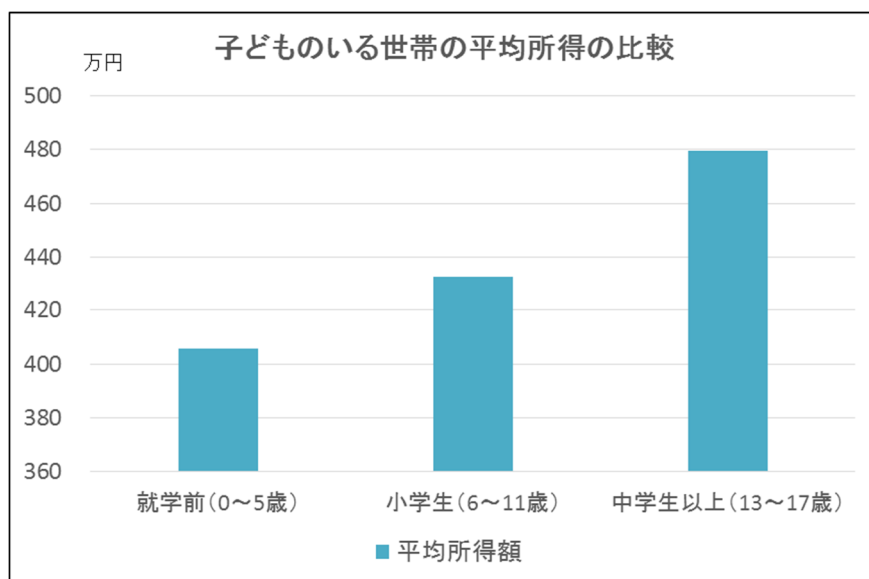
母子世帯の平均年間収入 291 万円（3.42 人）母親自身の年収 223 万円

父子世帯の平均年間収入 455 万円（3.77 人）父親自身の年収 360 万円

（※平均年間収入とは、生活保護法に基づく給付や児童扶養手当等の社会保障給付、就労収入、養育費、仕送り、家賃、地代などを加えた全ての収入）

- ・子どもの年齢構成別に世帯の平均所得を比較してみると、就学前が最も低く、小学生、中学生以上の順に高くなる傾向が見られる。【図 7】

図 7



※平均所得額は、各年齢の子どもがいる世帯ごとに平均世帯人員を3.8人と仮定して算出した推計値である。

4. まとめ

- ①本市の貧困線（所得中央値の半分）は115万となり、国調査の122万とは大きな相違は見られなかった。ただし、今回比較に用いた国調査データはH24のものであり、H28国民生活基礎調査（H27データ）の結果が本年報告される予定であることから、その数値結果との比較も必要と考える。
- ②子どもの貧困率は13.0%（国民生活基礎調査 16.3%）で、国調査での貧困線122万と比較すると14.5%（CPI考慮で15.2%）、生活保護世帯の平均的な等価可処分所得を貧困線として設定した場合では20.0%であった。
- ③上記の結果から、国との比較においては子どもの貧困率は概ね同じ傾向にあると言える。

なお、今回調査では相対的貧困率は算出していないが、参考までに本市の子育て世帯の相対的貧困率（11.4%）と国の相対的貧困率に相違が見られたことについて、次のような考察を行った。

- ・本市調査では、子育て世帯（17歳以下の世帯員が含まれる世帯）の税務データをサンプルとしたのに対し、国民生活基礎調査は全国で無作為抽出した35,000世帯を客体として

実施し（回収率 72%）、調査目的や手法が異なる。

- ・本市調査のサンプルには、貧困率の押し上げ要因と考えられる 65 歳以上の世帯や単身世帯（高齢者世帯や子どものいない若年世帯）を含んでおらず、65 歳未満の世帯が中心であるのに対し、国民生活基礎調査は高齢者世帯が比較的多いなどサンプル分布に違いがある。
- ・本市調査には非課税所得が含まれていないこと。また、子育て世帯のみをサンプルとしていることなどから、等価可処分所得の平均値を下げる方向に作用したことなどが考えられる。

④世帯の所得状況については以下のとおりであった。

- ・大人 2 人以上の世帯の可処分所得は 300 万円以上 400 万円未満の階層が最も多く、400 万円以上 500 万円未満と合わせると全体の半数以上を占める結果となった。
- ・大人 1 人世帯では、100 万円以上 200 万円未満が最も多く、200 万円以上 300 万円未満と合わせると全体の半数以上を占める結果となった。また 100 万円未満については 19.6% と全体の約 2 割を占め、大人 2 人以上の世帯では 3.0% であった。
- ・子どもの年齢構成別の平均所得は、就学前の子どものいる世帯が最も低く、子どもの成長に応じて世帯の所得が増えていると考えられる。

⑤世帯構成別での子どもの貧困率は、大人 2 人以上の世帯は 7.9%、大人 1 人世帯は 44.7% であった。一方、貧困線を下回る世帯の構成を見ると、大人 2 人以上の世帯（49.6%）と大人 1 人世帯（50.1%）は、ほぼ同じ割合であった。

⑥今回の調査結果は、本市における子どもの総合支援対策を考えていくうえで、ひとつの傾向として見ていく必要がある。施策検討にあたっては、今回の調査結果のみならず他の指標等を含め総合的に判断していくこととしたい。

平成 29 年 2 月

（石狩市保健福祉部子ども政策課）